

## ． 2006 年度の活動報告

### 1 ．はじめに

日頃より船橋市学童保育連絡協議会（以下 市連協）の活動にご協力いただき、誠に有り難うございます。

船橋市の放課後ルームの利用者は年々増え今年の 1 月には、3,995 名の申請がありました。今年度も海神、薬園台南、習志野台第一の増設を決定しましたが待機児童の解消に追いつきません。また、待機児童解消のため増設した結果、深刻な「大規模問題」が発生し、た部屋の二分割化を試行的にすすめ成功したケースもありましたが、その解消は一向にすすみません。

私たちは、ある意味これを打破するためにも「放課後子どもプラン」を私たちの手で積極的に作り上げていこうと考えています。

そんな中、今年も新たに飯山満南、二宮、習志野台第一第二、三山の各ルーム父母会が市連協に加盟してくれました。公設公営であるからこそ今後も各父母会が力を合わせて問題解決を図っていこうと思います。

一方、大量の待機児が発生を背景に、行田地区では民間学童保育「ジャングルクラブ」が復活しました。また、障害児の学童保育施設もあります。

公設公営だけでなく、船橋市全体の学童保育の改善にも努力していきます。

### 「学童保育ってなんですか？」

「学童保育」船橋市では、放課後ルーム（以下 ルーム）と言いますが、いったいどんな場所でしょう。全国学童保育連絡協議会での一節を下記に紹介します。

働く女性が増えたり、核家族が増えているなかで、共働き家庭や母子・父子家庭などでは、小学生の子どもたちは、小学校から帰った後の放課後や、春休み・夏休み・冬休みなどの学校休業日には、親が仕事をしているために子どもだけで過ごすことになります。

このような共働き家庭や母子・父子家庭の小学生の子どもたちの毎日の放課後（学校休業日は一日）の生活を守る施設が学童保育です。学童保育に子どもたちが入所して安心して生活を送ることができることによって、親も仕事を続けられます。学童保育には親の働く権利と家族の生活を守るという役割もあります。

学童保育に通う子どもたちは、そこを生活を営む場所として学校から「ただいま」と帰ってきます。学童保育では、家庭で過ごすのと同じように、休息したり、おやつを食べたり、友達とも遊びます。宿題もしたり、お掃除をしたり、学童保育から友達の家や公園に遊びに行きます。学童保育に一度帰ってきて塾に行く子もいます。学童保育は子どもたちにとって「放課後の生活の場」そのものなのです。

### （ 1 ）要求の前進・運動の前進

2006 年度は、湊町、峰台、高郷、古和釜で増設が行われました。また引き続き 2006 年度にも

増設が行われること。

個別の案件でも問題があれば父母会と個別に懇談してくれたこと。また年2回の合同懇談会を夜間に開催してくれたこと。

施設長会議（児童ホーム園長会議）に出席し、懇談出来たこと。

保護者懇談会や入所説明会終了後、父母会の案内及び懇談が出来る様になってきたこと。

がくどうまつりや連協主催のキャンプの案内に協力してくれたこと。

## （2）今後早急に改善が求められている事項

3年生以下で待機児童を出さないことや4年生以上が積極的に入所出来る環境を整えること。深刻な大規模問題を解消すること。

「放課後子どもプラン」で全児童対策事業と放課後児童育成事業を一体化させないこと。

また、教育委員会に一任せず、福祉局部として積極的に関わることや父母も参画させること。

入所児童数が増え、指導員も増える中、毎年多くの指導員が退職しています。指導員の勤務労働条件で、低い賃金がさらに削減され、やりがいを持っているにもかかわらず、生活できず退職を余儀なくされる指導員が多く、保育水準の維持向上を妨げる要因になっていること。

担当課、指導員、保護者の関係を改善し、お互いの立場を理解しあい信頼関係を築くこと。

そのための父母会活動を積極的に支援すること。

保護者各員が父母会の必要性を理解し、積極的に参加すること。

放課後ルームの施設基準や運営基準を文書化し明確にすること。

上記の事項を改善するために定例会、「がくどうほいく ふなばし」やホームページなどを通じて父母会の交流を図り、問題解決をしていきたいと思います。

## 2．放課後ルームの改善要求

### （1）待機児童の解消

市長への要望書や助役懇談と父母が直接要求できる年2回の合同懇談会を開催し、増設を訴えて来ました。それにより従来増設場所がないと言われてきた海神放課後ルームを初めとするも3ルームで増設を勝ち取りました。しかし、急増する児童数に対して指導員も増え、その人件費がかさむ事から増設に対する予算が年々減少しているのが現状です。

### （2）4年生以上も入所できるルームに

児童への犯罪が増える中、4年生以上も入所出来る様に要求してきましたが、入所希望者の増加に伴い、むしろ4年生以上の入所が困難な状況となってきました。状況的には2、3年生で待機のであるルームがあるため、この要求については門前払いの状態でした。

### （3）大規模問題の解消

急増する待機児童解消のため、増設を行ってきましたが、定員が60名を超えるルームが31ヶ所。その内、入所者が70名を超えるルームが18ヶ所もあります。大規模化すると怪我の増加や児童の情緒不安定になったり、ルームに行きたがらない子どもが増えています。この問題は全国的にも深刻な問題として取り上げられています。そんな中、塚田ではパーティションによる簡易的なルームの2分割化をして一定の成果を得られています。

#### (4) 父母会・指導員・船橋市の協力体制を作る問題

合同懇談会や施設長会議への参加を経て連協からのお知らせである「キャンプ」「がくどうまつり」「輝け ふなばしの子ども達」のチラシをルームで配ってもらったり、各父母会の活動も条件付ではあるがルームで行える様になりました。

#### (5) 指導員の安定した配置と安心して働ける待遇の改善

放課後ルーム指導員の待遇は、非常勤職員が年収で200万円程度、臨時職員で90～135万円程度となっています。一時金や勤務年数による加算制度もなく、継続して働ける条件とは言えません。このために、退職者年々20～30人の退職者（非常勤職員の場合）が出ています。この結果、勤務経験が2年以下の指導員（非常勤職員）が5割を占める構成になっています。

このために子どもの理解を深めたり、事業を円滑にすすめる上で支障を生じています。

事故対応要員（非常勤職員が欠けた場合に補充的に配置される指導員）は、夏休み前にいなくなる事態となり、その後は非常勤職員が欠員のまま事業がすすめるという問題になっています。臨時職員も登録者がいないために、現場に配置できない状況が続いています。大規模化という放課後ルームでの子どもの生活環境が悪化している状況下では、ますます矛盾が拡大しています。

放課後ルームの充実のために、指導員の待遇改善は急務の課題です。

### 3 . 2006 年度船橋市に対する要望及び回答

要 望 書	回 答
<p>日頃より放課後ルーム事業の発展にご尽力いただき、心からお礼申し上げます。今後も公設公営での放課後ルームの維持と放課後ルームが全児童対策事業と併用しないようお願い致します。</p>	<p>本市におきましては、公設公営で放課後ルーム事業を設置、運営しておりますが、現在のところ「全児童対策事業」に移行することは考えておりません。</p>

<p>昨年度も4ルームの増設や移転を決定して頂きました。しかし、なお待機児童も多く、定員オーバーするルームが28ルームに増えました。今後は待機児童を絶対ださない措置をとってください。そのため次の点を要望します。</p> <p>a)今年4月に定員超え入所となった22ルーム(増設計画のある2ルームを含む)について早急に増設計画を策定し、増設してください。</p> <p>b)増設にあたっては、学区内に新設することも含め、当該ルーム父母・父母会及び指導員の意見を十分聞いて進めてください。</p> <p>c)大規模ルームが増えその要因での事故等も増えています。40名を超える大規模ルームは順次分割・増設して適正規模にしてください。</p>	<p>a)施設の整備については、今後の全児童推移等を勘案しながら、増設計画を進めてまいります。</p> <p>b)施設の増設については、学校内に設置することになることから、教育委員会(学校等)と協議することになります。なお、施設の内容等につきましては、父母会等のご意見を伺い、可能なものについては、取り入れるよう努めております。</p> <p>c)施設の増設につきましては、校内敷地や空き教室の状況に制限等もあり40人以上のルームを全て分割、増設する事は困難であります。</p>
<p>障害をもつ児童を受け入れているルームでは、現在の指導員配置基準では、必ずしも対応出来ているとは思えません。各ルームでの業況を調査し条件整備を行ってください。</p>	<p>障害をお持ちの児童については、体験入所における専門家の意見を踏まえて、指導員の加配を行っておりますが、今後も各ルームの状況を見ながら対応してまいります。</p>

<p>4年生以上の放課後ルームへの入所を希望する児童が増えています（今年度は84人）。そのため次の点を要望します。</p> <p>a) 「4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい」（2001年12月20日の厚生労働省課長通知〔雇児育発第114号〕）との通知に基づいて、4年生以上の児童を積極的に受け入れてください。</p> <p>b) 厚生労働省は「登録されなかった児童数」を把握して「利用したい児童全てが利用できるよう整備する」ことを方針として打ち出しています。4年生以上の児童についても入所募集し、希望者数を<u>考慮した</u>ルームの増設を行ってください。</p> <p>c) 市の放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童としてください。</p> <p>d) 春休み、夏休みには4年生以上も定員の120%枠で入所出来るようにしてください。</p> <p>e) 入所している児童の継続申し込みは、郵送以外に各ルームでも受け付ける様にしてください。また、3年生以上にも翌年度の入所申込書を配布してください。</p>	<p>a) b) c) d)</p> <p>本市の放課後ルーム事業については、小学校1年生から3年生までを定員の対象としており、夏休み等を含めて、定員の対象学年の変更は考えておりません。なお、4年生以上につきましては、従来どおり定員に余裕があるルームで受入をしております。</p> <p>e) 翌年度の継続申請の手続きについては、郵送または直接児童育成課（電話：436-2318）までおねがいたします。また、翌年4年生以上になる児童についても、希望者には各ルームで申請書を配布しておりますので、ご利用ください。</p>
<p>市策定の非常時の連絡体制、避難計画を文書化して父母にも配布して下さい。（例えば、台風・震災・子どものけが等）</p>	<p>非常時の連絡体制、避難計画等については、各ルームごとに作成し、保護者会においてもご説明申しあげております。</p>
<p>船橋市の放課後ルームは他都市と比較しても高水準の事業だと認識しています。その放課後ルームの設置及び運営基準を明確に文書化して下さい。</p>	<p>施設基準については、既存施設を参考としておりますが、改善が可能なところは改善を図るとともに、他市の施設状況等を勘案しながら検討してまいります。また、行事や職員の対応等運営に関する基準についても、必要に応じて貴会とともに、指導員の意見も聞きながら、今後整理してまいりたいと考えております。</p>

<p>昨今、児童に対する暴力行為が増加するなか、避難口が1カ所しかないルームについては、早急に対策をしてください。また、各ルームに非常時にサイレンなど近隣に通報できる機材や防犯用器材を設置してください。さらにルームからの緊急通報が、一斉に関係機関（市・警察・消防・警備会社）に流れるシステムを随時導入してください。</p>	<p>避難口が1カ所しかないルームについては、平成17年度からインターホンを設置するなどハード面の整備を図るとともに、指導員が安全面に注意することで対応しております。不審者に対する非常用警報機器等については、17年度全ルームに非常ベルを設置しており、不審者に関する情報の伝達体制については、今後整備してまいります。</p>
<p>おやつは学校の栄養士の意見も十分聞いて決めてください。市販のおやつにしてもメニューを例示し、指導員に情報提供してください。ルームによるおやつ工夫の差も著しくあり、指導員間の情報交換も行って下さい。</p>	<p>おやつについては、食中毒等に関する安全面から市販のものを提供するように徹底しております。また、メニューについては、各ルームごと工夫して提供しておりますが、各ルームによって著しい格差が生じないように、情報交換等しております。</p>
<p>放課後の児童健全育成を目的とした事業である放課後ルームは、指導員及び父母の協力によって成り立ちます。よって以下の事項を徹底させて下さい。</p> <p>a) ルームでの子供たちの生活状況の報告として保護者懇談会の開催。（最低4半期ごとに）</p> <p>b) 指導員と父母の交流は、お互いの信頼関係を構築する上で非常に大切な事です。ルーム行事を父母の交流の場とし、父母も参加出来るような条件で（土曜日など）実施出来るよう行ってください。</p> <p>c) ルームの円滑な活動を支えるために学校で言うPTAと同様な関係を父母と指導員との間に構築するようにして下さい。それに伴い父母会の設立育成に積極的に協力してください。</p>	<p>a) b) c)</p> <p>保護者懇談会、父母の参加できるルーム行事等については、各ルームにより状況が異なりますので、これらの行事の開催について全てのルームに統一的に市道することは考えておりません。また、父母会の設立、運営に関しましても同様に考えておりますが、既に設立されている父母会については、できる範囲内で協力してまいります。</p>

## 4 . 2006 年度国・県に対する要望

### ( 1 ) 国への働きかけ

今年度は、昨年 5 月に突然打ち出された「放課後子どもプラン」の対応に全国各地の学童保育が揺れました。「放課後子ども教室」(文科省)と学童保育の違いを明確にし、学童保育をなくさない要請が全国各地から起こりました。

この結果、現段階では国(厚労省、文科省双方とも)は、両事業の違いを認め、それぞれを発展させることを表明しています。

一方、文科省は今年中に学童保育のガイドラインを作成する方向を打ち出しています。

### ( 2 ) 県への働きかけ

千葉県学童保育ガイドライン」が昨年冬に策定されました。

県の学童保育事業は、国の事業の摘要にはずれた点について補完することにとどまっています。「ガイドライン」の精神を、県の事業拡充につなげる運動が必要です。

## 5 . 市連協活動報告

### ( 1 ) 児童育成課合同懇談会

昨年も 5 月 1 9 日及び 1 1 月 1 6 日に市役所大会議室にて懇談会を行いました。各父母会が直接担当課に要望や意見が言えました。また昨年は、施設長会議にも出席出来、園長達と有意義な懇談が出来ました。

### ( 2 ) がくどうキャンプ

昨年 8 月 2 6 日 2 7 日に茨城県の白浜少年自然の家で総勢 1 6 6 名でキャンプを行いました。森の中を探索する「オリエンテーリング」、みんなで作った「カレー」、幻想的なオープニングで始まった「キャンプファイヤー」と翌日の多彩な「ゲーム」とみんなで楽しく行えました。キャンプ終了時には、既に来年の参加の声も聞かれ、今年も更にパワーアップして行きます。

### ( 3 ) がくどうまつり

昨年 1 1 月 1 2 日に天沼弁天公園で行いました。今年は夏休みのがくどうキャンプの交流から広範囲に渡る 3 1 ルームの児童や父母の皆様約 1 0 0 0 人参加がありました。どの遊びコーナーも非常に盛り上がり、コーナー担当して頂いた父母の皆様が、それぞれの個性を出して定番の遊びに少しずつアレンジを加えているので、更に楽しく遊べたようです。ご協力頂いた関係者の皆様、有り難うございました。

### ( 4 ) 学習・交流活動

#### 全国学童保育研究集会

昨年は、10 月 2 1 日 2 2 日に愛知県で行われました。話題の「放課後子どもプラン」の 分

科会では当初予定していた会場では入りきれず、急遽学校の食堂を借りて行う程でした。みんなの関心の高さが伺えました。

### **千葉県学童保育研究集会**

2月18日に第31回千葉県学童保育研究集会が千葉市で開かれました。あいにくの悪天候でしたが、県内からたくさんの学童保育関係者が集まり、一日交流を深めました。

### **輝け！船橋の子どもたち**

2月4日に連協では、CAPの大人講習会を行いました。CAPとは様々な暴力から子ども達を守るために子ども自身の能力を最大に引き出す教育プログラムです。

### **放課後ルーム説明会**

1月21日に中央公民館にて放課後ルームの説明会を行いました。初めて我が子を入所予定されている父母の皆様から様々なご質問を頂きました。私立保育園理事の皆様にご開催にあたってご協力していただきました。有り難うございました。

## **(5) 全てのルームに父母会を**

保育園父母会連絡会の皆様のご協力を得て、今年も新たな仲間が増えました。

## **(6) 月刊誌「日本の学童ほいく」を全父母会に広げよう**

各地のルームでの生活や子供を中心とした、父母や指導員の関わり、子育ての悩みや体験等、様々な内容が紹介されています。是非一度、ご購入下さい。身近な内容でとても面白いですよ。

## **(7) 市連協活動を支える財政を確立しよう**

委託事業当初の丸山小学童保育やまぶきクラブ父母会OBから、連絡協議会運営維持のための寄付がありました。賛助会員の入会もありましたが会員数や事業活動など目標は達成されませんでした。

## **(8) 役員活動**

役員体制を確立するとともに、毎月1回の定例会と役員会を開催し、ホームページを充実させ、「がくどうほいくふなばし」を発行してきました。



## 2007年度の活動方針（案）

### 1．放課後ルームの改善要求

#### （1）待機児童の解消

今年、益々増える利用者で定員の100%を超えるルームが55ヶ所中33ヶ所に及びます。また全体の入所率も95%となっており、入所困難な状況となっています。

市は毎年、増設を行い対応してくれていますが、利用者の増加に追いついていないのが現状です。私たちは、この問題を早期に解決できるよう合同懇談会や市長への要望書、助役懇談の機会に改善を要求していきます。

#### （2）4年生以上も入所できるルームに

4年生以上でも入所が必要が児童は多くいます。今年は、この問題が議論に上がるよう交渉していきます。

#### （3）大規模問題の解消

平成22年度からは、大規模問題解消のため、国は71名以上のルームには補助金を出さないと各自治体に通告しました。猶予は3年です。ルームの定員分割方法を具体的に提示させ、現在よりも定員減とならないよう要求します。

#### （4）父母会・指導員・船橋市の協力体制を作る問題

放課後ルームは、父母・指導員・行政が子ども達の過ごしやすい生活環境をお互い話し合っ  
て作って行くものです。お互いがお互いの立場や気持ちを考えて、より良いルームを作  
ていきましょう。

#### （5）指導員の安定した配置と安心して働ける待遇の改善

放課後ルーム指導員が、安心して働ける条件を確保することは、ルームの安定的な運営にと  
ってかせません。

子どもたちの豊かな放課後を保障する立場で、指導員の体制の充実、働く条件の改善を実現し  
ます。

### 2．放課後子どもプランについて

#### （1）放課後子どもプランとは

地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために、市  
町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、全小学校区にお  
いて、文部科学省「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省「放課後児童健全育成事業」（船  
橋市では、放課後ルーム）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業（放課  
後子どもプラン）を推進するものと定義されています。

## (2) 私たちの目指す放課後子どもプラン

毎年、増設に力を入れてきている船橋市でも急増する放課後ルーム入所希望者に増設は、全く追いつけないでいます。それでも私たちには、子どもたちが安心していただける放課後の居場所が必要です。そこで「放課後子ども教室推進事業」を上手く活用出来れば、概ね17時まで、子どもたちの居場所が出来るのです。

しかし、私たちは、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」を一体的にする事には断固反対します。放課後ルームは、従来通りの事業とし、新たに行われる「放課後子ども教室推進事業」に各々の家庭の判断で、外出届けをルームに提出して遊びに行くと言ふような扱いにしたいと思っています。そのためにも一番必要とする私たちの意見を反映するために自ら「放課後子どもプラン」の設立に関わって行くべきだと考えます。平成22年度までには、必ず実施されます。自分の子どもの環境を守ってやれるのは、やはり私たち自身です。

## 3. 2007年度船橋市に対する要望

### 2007年度要望書(案)

日頃より放課後ルーム事業の発展にご尽力いただき、心からお礼申し上げます。今後も公設公営での放課後ルームの維持をお願い致します。

昨年度も3ルームの増設を決定して頂きましたことを感謝しております。しかし利用者が急増する中、待機児童も多く、未だ定員オーバーするルームが33ルームにあり55ヶ所全体で見ても定員の95%となって。今後は待機児童を絶対ださない措置をとってください。そのため次の点を要望します。

- a) 今年4月に定員超え入所となった33ルーム(増設計画のあるルームを含む)について早急に増設計画を策定し、増設してください。
- b) 増設にあたっては、学校校庭内もしくは隣接した場所に新設あるいは増設することも含め、当該ルーム父母・父母会及び指導員の意見を十分聞いて進めてください。
- c) 大規模ルームが増えその要因での事故等も増えています。また情緒不安定となったりルームに行きたがらない児童も急増しています。40名を超える大規模ルームは順次分割・増設して適正規模にしてください。緊急処置として当面は、国が求める70名以下とするよう早急に改善を求めます。また国の要求に対して現行より定員減とならないよう願います。

障害をもつ児童を受け入れているルームでの指導員配置及び移動については、各ルームでの業況を調査し条件整備を行ってください。

近年、児童をねらった犯罪が急増し社会問題となっています。現在では3年生以下でも入所でき

ない状況は理解していますが、4年生以上でも放課後ルームが必要な児童がいます。

- a) 「4年生以上の児童も積極的に受け入れるよう配慮されたい」(2001年12月20日の厚生労働省課長通知〔雇児育発第114号〕)との通知に基づいて、4年生以上の児童を積極的に受け入れてください。
- b) 厚生労働省は「登録されなかった児童数」を把握して「利用したい児童全てが利用できるよう整備する」ことを方針として打ち出しています。4年生以上の児童についても入所募集し、希望者数を考慮したルームの増設を行ってください。
- c) 市の放課後ルーム条例を改正して、6年生までを対象児童としてください。
- d) なお、上記の改善がなされない場合は、春休み、夏休みだけでも4年生以上も定員の120%枠で入所出来るようにしてください。
- e) 現在、放課後ルームに通っている3年生以上にも翌年度の入所申込書を2年生以下と同様にルームで配布してください。

急増する放課後ルーム入所希望者に対応するためにも「放課後子どもプラン」の導入を整備が必要となります。

- a) 他事自体でも多くの問題を抱える「放課後子ども教室」と「放課後ルーム」の一体化は辞めて下さい。
- b) 放課後子どもプランの策定にあたり、最初から我々「学童保育連絡協議会」も参加させて下さい。

市策定の非常時の連絡体制(緊急連絡網等)、避難計画や緊急時の対応等を父母に説明していると言うことですが、非常に簡素的で役立つとは思えません。具体的に文書化して父母にも配布して下さい。(例えば、近くで不審者が出た場合・台風、地震等の震災時・子どものけが等) また緊急時の連絡に付いては、連絡網の作成もしくは、携帯電話のメール機能を利用した一斉通知方法を実施して下さい。

船橋市の放課後ルームは他都市と比較しても高水準の事業だと認識しています。その放課後ルームの設置及び運営基準を明確に文書化して下さい。

入所基準は、ホームページで検索出来ますが解りにくい場所にあり一般的には周知されていません。入所申込書に入所基準を明確に記載して下さい。

設立時よりルーム内のエアコン他の設備点検がなされていません。カーペットを含め中には非常に不衛生な状態となっています。何年毎に点検する等の基準を作して下さい。

おやつについて毎年改善をお願いしていますが未だ改善が見られません。市販の物を購入するにしてもメニューを学校の栄養士による講習会や専門家から例示し、指導員に情報提供してください。ルームによる工夫の差も著しくあり、指導員会議での情報交換を行う機会を作して下さい。

放課後の児童健全育成を目的とした事業である放課後ルームは、指導員及び父母の協力によって成り立ちます。よって以下の事項を徹底させて下さい。

- a) ルームが主催する保護者会を出席者の少ない事を理由に開催を見合わせているルームが未だにあります。これは非常に遺憾なことであり改善を求めます。保護者会を単なる保護者への連絡通知にとどめず、ルームでの子供たちの生活状況の報告としても保護者懇談会の開催してください。(最低4半期ごとに)
- b) 指導員と父母の交流は、お互いの信頼関係を構築する上で非常に大切な事です。場所によっては、ルームの行事に父母を参加させない傾向のあるルームも多く見受けられます。ルーム行事にもっと父母を積極的に参加させるよう行ってください。
- c) ルームの円滑な運営は、指導員の努力だけでは行えません。父母にも一定の責任意識を持たせるためにも学校で言うPTAと同様な関係を父母と指導員との間に構築するようにして下さい。それに伴い全てのルームに父母会の設立及び育成を積極的に行ってください。
- d) 他の自治体が行っているように父母会定例会や父母会の行事に指導員が参加出来る仕組みにして下さい。(例えば、指導員の時間外勤務として)

放課後ルームにとって指導員の役割は大変重要です。

- a) 各ルームの責任者は、管轄する児童ホームの園長が、その任となっていますが、現場の指導員の責任者はいません。現場に責任者がいないことは非常に困ります。各ルームに責任者となる常勤の指導員を配置して下さい。
- b) 「基本方針」に定めている、「放課後児童指導員(注：非常勤一般職)は、児童の定員40人に対して3人配置する」を今後も守ってください。
- c) 児童数が40人をこえるルームは、児童数に比例して(児童13人に指導員1人の割合で)放課後児童指導員(非常勤一般職)を配置してください。特に障害児を受け入れるルームにおいては、なお一層の配慮をして下さい。
- d) 年度途中で放課後児童指導員(非常勤一般職)が退職する事態が増えています。安心して放課後ルームに通わせるためにも欠員が生じた場合、事故対応要員を増すなど、非常勤一般職を速やかに補充されるような採用方法にしてください。

昨年度も多くの指導員が退職しています。これは重大な問題と考えています。非常勤職員と言っても現場に正規職員がいない状態で3400名以上の子どもたちの生活を支えています。子どもたちが安心して放課後ルームに通うためには、指導員が継続して働けることがどうしても必要です。指導員の賃金・労働条件、身分保障について抜本的な改善をはかってください。

一度に複数の指導員が異動するようなことは、原則としてやめてください。

船橋市内には、学童保育事業を実施している団体が複数あります。船橋市は、これらの学童保育事業の実態を把握し、国・船県の補助金が受けられるように条例を整備してください。

参考：

児童福祉法第六条の二 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第二十一条の十 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

## 4．2007年度国・県に対する要望

### (1) 国への働きかけ

放課後児童健全育成事業（国の学童保育事業）の改善を要望します。

「放課後子どもプラン」で「学童保育」と「放課後子ども教室」（文科省）をそれぞれ充実させるよう要望します。

### (2) 県への働きかけ

「千葉県学童保育ガイドライン」を市町村自治体に徹底するよう要望します。

県の学童保育事業をさらに充実させるように要望します。

## 5．市連協と父母会活動

### (1) 児童育成課合同懇談会

今年度も昨年同様、5月と11月に行う予定にしています。5月は16日に開催し、参加者からは活発な意見を出してもらえました。今後も直接懇談が出来る場を作っていきます。

### (2) がくどうキャンプ

今年度は、8月4日5日に白浜少年自然の家でキャンプを開催します。既に定員の170名を超える参加申し込みがありました。

なお高学年キャンプは、参加申込者が少なく最低人数に達しなかった事により中止いたします。

### (3) がくどうまつり

10月28日に天沼弁天公園にて予定しています。今年も多くの父母会の参加を期待しています。

### (4) 学習・交流活動

全国学童保育研究集会

今年は、11月10日11日に東京で開催します。学童のみならず子どもの教育や生活面

などの多方面に渡る分科会があります。近場で行うチャンスに是非船橋からも参加しましょう。

#### 千葉県学童保育研究集会

来年春に予定されている研究集会（日程、場所未定）に多くの人を誘って参加します。

#### 輝け ふなばしの子どもたち

今年度もC A Pを開催します。今までは小学校低学年を対象にしたワークショップでしたが、子どもによる犯罪も増える中で今回は小学校高学年もしくは、中学生を対象としたワークショップを行いたいと思います。

#### 放課後ルーム説明会

来年度ルーム申し込み前に保育園、幼稚園の年長の保護者を対象に行います。

#### 保育園父母会連絡会との連携

保護会設立に向けて父母会連絡会の皆様に協力を求めています。

### **（５）全てのルームに父母会を**

子どもたちのルームでの生活環境を守るのは、私たち自身です。入所出来ればそれで良い、預かってもらえれば良いなどと考えるのは危険です。急増する入所者に対応して定員を超えるルームが多くあります。その生活の犠牲となっているのは、子どもたちなのです。父母、指導員、行政が一体となり、より良い環境作りのためにも積極的に話し合ってください。 「放課後子どもプラン」の設立を間近に控え子どもたちの環境作りのためには、みんなの協力と団結が必要なのです。父母会は、レクを行うための物ではありません。レクは、それを通じて、お互いの理解を深めるアイテムだと思っています。

### **（６）月刊誌「日本の学童ほいく」を全父母会に広げよう**

各父母会単位で30%以上の普及を目指しましょう。

ルームや父母会の様子を投稿するなど、紙面作りに積極的に参加しましょう。

### **（７）市連協活動を支える財政を確立しよう**

#### 市連協会費について

今年度も父母会加入世帯数での納入を基本に、各父母会の実情に応じ、会費納入をお願いします。

#### 会員の拡大

市連協の財政の確立には、会員数の拡大が必須です。そのために、定例会への参加の呼びかけや「がくどうほいくふなばし」の配布の拡大を進めたり、ルーム増設運動を行いなが

ら、父母会の結成の援助や、未加入父母会への呼びかけを積極的に進めます。その上で市連協会費の納付について理解を求めます。

#### 賛助会員の拡大

昨年度からスタートさせた保護者OB、指導員OBの方を対象とする賛助会員の拡大に引き続き取り組みます。賛助会員の会費は年3,000円以上とします。

#### 事業活動

『がくどうキャンプ』『がくどうまつり』での事業活動を行います。

#### 経費の削減

引き続き収入に見合った支出に収まるよう注意し、単年度で赤字を出さないことを原則とします。ただし、運転資金が不足する場合は、事務所移転積立金より借用します。

### (8) 新役員体制を確立し、市連協の活動を前進させよう

#### 定例会開催が活動の基本

昨年度に続いて、原則、毎月第四金曜日19時45分から月1回の定例会とそのための役員会を開催し活動を進めます。定例会では、各ルームの交流を重視します。

「がくどうほいくふなばし」と市連協ホームページで広く活動を交流しよう  
ア、「がくどうほいくふなばし」の毎月発行をめざします。「ほのぼの保育報告」や各父母会のコーナーを充実させます。  
イ、ホームページは、ニュースや増設の運動に役立つ資料なども掲載し、会員間の情報交換にたいへん役立ってきました。引き続き掲載内容の充実に努力します。

#### 役員を選出について

##### ア、役員選出にあたっての基本的な考え方

- ・父母会のないルームに父母会を作り、父母間の交流を図り、保育内容を向上させるなど、全市的視野に立って運動を進めるためのしっかりとした役員体制を確立する必要があります。
- ・全父母会から役員を出すことを基本に、未加入の父母会や父母会のないルームの個人会員や指導員など、現役を運営の中心としつつ、経験や継続性も重視してOBからも選出します。

##### イ、役員を選出方法

- ・ただし、単位父母会や他団体との調整もあるため、7月・9月・1月の定例会で補充する役員を提案し承認を受けます。
- ・各ルームからぜひ1名は選出いただけるよう検討しましょう。

##### ウ、今年度の役員体制（別紙）